

日本金属プレス工業協会の会員であれば資本金に関係なく加入いただけます

プレス総合補償制度

プレス災害補償制度 (法定外補償・使用者賠償責任補償)

+ 国内 PL 補償制度 + サイバー補償制度

独自の割安な保険料体系でワイドな補償

個別で加入するより **約33%割引**(※) になります

(※) 労働災害総合保険部分 (割引率の詳細はP.7をご覧ください。)

障害

使用者
賠償

損害

サイバー
攻撃

保険期間 2024年5月1日(午後4時) から 2025年5月1日(午後4時) まで
プレス災害補償制度のみ、国内PL補償制度のみ、サイバー補償制度のみでのご加入も可能です。
2024年度募集締切: 2024年4月12日(金) 募集締切日以降の中途加入も **随時受け付けております**。

[契約者]

[引受保険会社]

「プレス総合補償制度」は、3つの補償（プレス災害補償、国内PL補償、

プレス災害補償制度

(法定外補償)

2024年度新制度

(使用者賠償責任補償)

※ 法定外補償に加入してしている企業様向けのオプションです。

障害

使用者賠償



製造業における高額判例

判決認容額	判決年	症状	原因
1億9,870万円	2008年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重業労働
1億1,111万円	2007年	うつ病による自殺	過酷な作業環境など
5,200万円	1999年	業務中に酸欠死	安全配慮義務違反

※ 損保ジャパン調べ

被用者が、 身体障害を被ったときの補償

貴社従業員の方が業務上災害や通勤災害により身体障害を被った場合^(※1)に政府労災の上乗せとして保険金をお支払いする制度です。貴社が従業員または遺族の方に給付する補償金を保険金として貴社にお支払いします^(※2)。

※1 政府労災保険で給付対象となる場合にかぎりません。

※2 被災従業員またはその遺族から補償金受領書の取付けが必要となります。

被用者が身体障害を被った結果、 貴社が損害賠償責任を負った ときの補償

貴社従業員の方が被った業務上災害が貴社の責任で発生した場合に、政府労災保険等からの保険給付を超える額の損害賠償請求が被用者またはその遺族よりなされたときに、貴社が法律上の責任を負担することによって支払う損害賠償金等を保険金として貴社にお支払いする制度です。

加入対象企業

一般社団法人日本金属プレス工業協会の会員企業の皆さま
※本制度は一般社団法人日本金属プレス工業協会を契約者とした制度であり、会員以外の企業の皆さまはご加入いただくことができません。
※政府労災保険に加入していることが必要です。

補償対象者

政府労災保険に加入している役員・従業員の皆さま

保険期間

2024年5月1日午後4時から2025年5月1日午後4時 1年間
ただし、中途加入の場合は申込締切日(毎月20日)の翌月1日から2025年5月1日までとなります。

加入対象企業

一般社団法人日本金属プレス工業協会の会員企業の皆さま
※本制度は一般社団法人日本金属プレス工業協会を契約者とした制度であり、会員以外の企業の皆さまはご加入いただくことができません。
※政府労災保険に加入していることが必要です。
※プレス災害補償制度(法定外補償)に加入していることが必要です。

補償対象者

貴社または役員の方

保険期間

2024年5月1日午後4時から2025年5月1日午後4時 1年間
ただし、中途加入の場合は申込締切日(毎月20日)の翌月1日から2025年5月1日までとなります。

サイバー補償制度)で事業をサポートします。

国内 PL 補償制度

損害

製造元
欠陥

納品部品(製品)が原因で
組み立て品が動作不良

得意先
動作不良

納品 → 組立

損害賠償請求された場合

不良完成品損害^(※3)

バリ/欠損/寸法公差等

欠陥部品及び欠陥部材

製造・販売した製品が原因で、第三者に損害を与えたときの補償

日本国内で貴社が製造・販売された製品が原因で、第三者がケガをしたり死亡した場合や、第三者の財物に損害を与えたために、法律上の賠償責任を負担することにより被る損害(自己負担額を控除した額)をお支払いする保険金の限度額の範囲で保険金としてお支払いする制度です。

また、不良完成品損害、不良製造品・加工品損害^(※3)に関するお支払限度額は、不良完成品損害、不良製造品・加工品損害に関する賠償事故が多発していることから、このお支払限度額を補償タイプの100%まで引き上げ、補償の充実化をはかっております。

※3 【不良完成品損害とは】

不良完成品損害とは、被保険者の生産物である部品、原材料等に欠陥があり、それが完成品に組み込まれ、完成品を損壊してしまったことによって、完成品メーカーに対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をいいます。

【不良製造品・加工品損害とは】

不良製造品・加工品損害とは、被保険者の生産物である製造機械等に欠

陥があり、メーカーに納品後、製造機械によって製造・加工された製品を損壊してしまったことによって、メーカーに対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害をいいます。

※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。

※法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。

加入対象企業

一般社団法人日本金属プレス工業協会の会員企業の皆さま
※本制度は一般社団法人日本金属プレス工業協会を契約者とした制度であり、会員以外の企業の皆さまはご加入いただくことができません。

補償対象者

- ①一般社団法人日本金属プレス工業協会の会員企業の皆さま(=記名被保険者)
 - ②記名被保険者の役員および使用人
 - ③記名被保険者の下請負人
 - ④記名被保険者の下請負人の役員および使用人
- ※②③④は記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象(被保険者)となります。

対象となる製品

貴社が製造または販売するすべての国内向け製品
(部品・完成品は問いません)

保険期間

2024年5月1日午後4時から2025年5月1日午後4時 1年間
ただし、中途加入の場合は申込締切日(毎月20日)の翌月1日から2025年5月1日までとなります。
※損害賠償請求の時期を問わず、保険期間中に生じた事故が対象となります。

2024年度
新制度

サイバー補償制度

サイバー 攻撃

第三者に対する 賠償責任

サイバー攻撃によるシステムの機能停止や情報漏えいの発生によって、取引先やお客さまに損害を与え賠償責任を負った。

【損害賠償金】【争訟費用】等

事故発生時の 各種対応 費用

事故原因を調査し、影響範囲の特定や損害の拡大防止、被害者対応などに関する費用が発生した。

【原因調査費用】
【見舞費用】
【信頼回復費用】
【データ復旧費用】等

喪失利益・ 営業継続費用

オプション

システムが停止したことにより、業務がストップしてしまい、売上がダウンし、利益が減少した。

【喪失利益】【収益減少防止費用】
【営業継続費用】

⚠ SYSTEM STOP

サイバー攻撃によるシステムの機能停止や 情報漏えいの発生によって、第三者に損害を与たときの補償

サイバー攻撃によるシステムの機能停止や情報漏えいの発生によって、貴社が取引先やお客さまに損害を与え賠償責任を負った場合に、損害賠償保険金や事故の原因調査費用、見舞費用などをお支払いする保険です。

※ オプションで、システム停止により業務がストップし売上がダウンした場合の喪失利益を補償することが可能です。

加入対象企業

一般社団法人日本金属プレス工業協会の会員企業の皆さま

※本制度は一般社団法人日本金属プレス工業協会を契約者とした制度であり、会員以外の企業の皆さまはご加入いただくことができません。

補償対象者

貴社

保険期間

2024年5月1日午後4時から2025年5月1日午後4時 1年間

ただし、中途加入の場合は申込締切日（毎月20日）の翌月1日から2025年5月1日までとなります。

プレス災害補償制度（法定外補償）

○ 保険金をお支払いする主な場合

●被保険者^(注1)の被用者^(注2)が業務上災害および通勤災害によって身体障害（死亡、後遺障害、負傷、疾病）を被った場合に、政府労災保険等^(注3)の上乗せとして、被保険者が被災した被用者またはその遺族に補償金を支払うことによって被る損害について、被保険者に保険金（死亡補償保険金、後遺障害補償保険金、休業補償保険金）をお支払いします。

（注1）被保険者とは、事業主（企業）をいいます。

（注2）被用者とは、事業場において被保険者に使用され、賃金を支払われる者（正規従業員、アルバイト、パートタイマー等）のうち加入者証に記載された者をいいます。役員、個人事業主、海外駐在員、下請業者の従業員等の事故については、特約条項をセットすることにより保険の対象にできる場合があります。

（注3）被保険者の事業について、政府の管掌する労働者災害補償保険等（以下「政府労災保険等」といいます。）の保険関係が成立していることが必要です。

●この保険は、政府労災保険等の保険給付が決定されることが、保険金お支払いの要件となります。また、業務上災害の認定、後遺障害の等級および休業の期間などについては、政府労災保険などの認定に従います。

× 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。

- ①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害（天災危険担保特約条項をセットしない場合）
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
- ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被

用者の身体障害

- ⑤風土病による被用者の身体障害
- ⑥職業性疾病による被用者の身体障害（職業性疾病担保特約条項をセットしない場合）
- ⑦石綿（アスベスト）または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
- ⑧被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害（下請負人担保特約条項をセットしない場合）
- ⑨賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金
- ⑩被用者の無資格運転または酒酔運転によるその被用者本人の身体障害 など

プレス災害補償制度（使用者賠償責任補償）

○ 保険金をお支払いする主な場合

労働災害に関し、貴社または役員の方が法律上の賠償責任を負担することによって被る次のような損害賠償金や費用について保険金としてお支払いします。

1 被災した被用者またはその遺族に支払うべき損害賠償金^(注)

具体的には、

- (イ) 死亡や後遺障害の場合の逸失利益（本人の得べかりし利益の喪失）
- (ロ) 休業損失
- (ハ) 慰謝料

（注）賠償保険金は、損害賠償金が以下の金額の合計額を超える場合に、その超過額についてのみ（自己負担額の設定がある場合は、超過額から自己負担額を差し引いた額についてのみ）、てん補限度額を限度としてお支払いします。

- 政府労災保険等から支払われるべき金額

- 自動車損害賠償責任保険等から支払われるべき金額

- 法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額

- 法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険の法定外補償条項から支払われるべき金額

2 争訟費用

訴訟や調停に持ち込まれた場合は、それに要する費用や弁護士報酬についても保険金のお支払いの対象となります。

（注1）訴訟等になる場合は、事前に損保ジャパンにご連絡いただけます。

（注2）損害賠償金の額がこの保険のてん補限度額を超える場合は、てん補限度額の損害賠償金額に対する割合をもってお支払いします。

× 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は次のとおりです。詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。

- ①契約者もしくは被保険者またはこれらの事業場の責任者の故意による被用者の身体障害
- ②地震、噴火またはこれらによる津波による被用者の身体障害
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による被用者の身体障害
- ④核燃料物質の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用による被

用者の身体障害

- ⑤風土病による被用者の身体障害
- ⑥職業性疾病による被用者の身体障害（職業性疾病担保特約条項をセットしない場合）
- ⑦石綿（アスベスト）または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する被用者の身体障害
- ⑧被保険者の下請負人またはその被用者が被った身体障害（下請負人担保特約条項または、継続事業下請負人・使用者賠償限定担保特約条項をセットしない場合）
- ⑨賃金を受けない日の第3日目までの休業に対する休業補償保険金および損害賠償金 など

○ 保険金をお支払いする主な場合

貴社が法律上の賠償責任を負担することによって被る、次のような賠償金・費用等が保険金お支払いの対象となります。お支払いする保険金は以下のとおりです。

1 損害賠償金

- ①身体障害：治療費、休業損失、慰謝料など ②財物損壊：修理費、再調達に要する費用^(注)など

2 緊急措置費用

被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用

3 損害防止費用

損害の発生または拡大の防止に努めるための費用

4 権利保全行使費用

第三者に損害賠償の請求を行える場合は、その権利の保全または行使に必要な手続のための費用

5 争訟費用

訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（事前に損保ジャパンの承認が必要です。）

6 協力費用

損害賠償請求解決のための協力のため支出した費用

(注) 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

× 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、以下のとおりです。免責事由の詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。賠償責任保険普通保険約款と追加条項の免責事由は以下のとおりです。

【賠償責任保険普通保険約款】

- ①被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ⑤記名被保険者の使用人等が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任

- ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

【賠償責任保険追加条項】

- ①原子核反応または原子核の崩壊
- ②石綿または石綿を含む製品の有害な特性
- ③汚染物質の排出や公共水域への石油物質の排出などに起因する賠償責任 など

【生産物特約条項】

- ①生産物または仕事のかしに基づく生産物（その生産物そのものをいい、その他の部分を含みません。）または仕事の目的物（作業対象となった箇所をいい、その他の部分を含みません。）自体の損壊に対する賠償責任（その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体による賠償責任を含みます。）
- ②記名被保険者または記名被保険者以外の被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、記名被保険者以外の被保険者について、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
- ③被保険者が、機械、装置または資材を、仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任 など

サイバー補償制度 補償内容

○ 保険金をお支払いする主な場合

【第三者に対する賠償責任】

次の①～④の事由によって、法律上の賠償責任を負担することによって被る、次の①～③の損害に対して保険金をお支払いします。

① サイバー攻撃

不正アクセスやDos攻撃、データの改ざん・破壊など被保険者のシステムに対する外部からのアタックなどによる損害

② 情報漏えい・おそれ^(注)

被保険者の業務における情報漏えい、またはそのおそれによる損害

③ デジタルコンテンツ不当事由^(注)

被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理による名誉棄損やプライバシー侵害、著作権または商標権侵害などによる損害

④ ITユーザー業務による偶然な事故

上記①～③以外の被保険者の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由による損害(貴社内でのシステム運用や利用におけるシステム不具合などの事故をいいます。)

(注) 利益・営業継続費用では対象となりません。

名称	損害の内容
① 法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に、損害賠償に関する特別の約定 ^(※) がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。 (※) 業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用

費用の詳細については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【事故発生時の各種対応費用部分】

次の①～④について保険金をお支払いします。

① サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務による偶然な事由によって、他人の損失等(他人の業務の休止または阻害、ソフトウェアもしくは電子データの破壊等の経済的な損失の発生をいいます)が発生するおそれのある状況を認識した場合に、①事故対応関連費用、②再発防止費用、③データ復旧費用、④被保険者システム修復費用、⑤法人謝罪対応費用について保険金をお支払いします。

② サイバー攻撃のおそれが保険期間中に発見された場合^(注)に支出する①調査費用、②遮断対応費用、③事故対応関連費用について保険金をお支払いします。

(注) 公的機関からの通報、貴社がセキュリティ運用を委託している会社からの通報などにより発見された場合にかぎります。

③ 情報漏えいまたはそのおそれを発見したこと^(注)によって支出する①認証取得費用、②個人見舞費用、③法人見舞費用、④不正使用監視費用、⑤事故対応関連費用、⑥再発防止費用、⑦データ復旧費用、⑧被保険者システム修復費用について保険金をお支払いします。

(注) 情報漏えいの対象となる本人またはその家族への謝罪文の送付などによって発生したことが客観的に明らかになる場合にかぎります。

④ 規制手続きもしくは、法令等に抵触するおそれがある場合において支出した①調査・報告対応費用、②訴追対応費用、③再発防止策定費用について保険金をお支払いします。

× 保険金をお支払いできない主な場合

保険金をお支払いできない主な場合は、以下のとおりです。免責事由の詳細につきましては、取扱代理店にご照会ください。

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失 など

上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※①から③については、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

【事故発生時の各種対応費用部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったこと など

【喪失利益・営業継続費用部分】

- ① 保険契約者または被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反
- ② 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、被保険者に対して、それらが提供されないこと
- ③ 労働争議
- ④ 政変、国交断絶、経済恐慌、物価騰貴、外国為替市場の混乱または通貨不安
- ⑤ 被保険者システムの操作者または監督者等の不在
- ⑥ 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為
- ⑦ 衛星通信の機能の停止
- ⑧ 被保険者が新たなソフトウェアを使用した場合または改定したソフトウェアを使用した場合において、次のアまたはイに掲げる対象事故
 - ア. 通常要するテストを実施していないソフトウェアの瑕疵によって生じた対象事故
 - イ. ソフトウェアの瑕疵によって、そのソフトウェアのテスト期間内、試用期間内、または正式使用後10日以内に生じた対象事故 など

1口あたりの保険金

補償内容	基本補償		休業補償 (オプション)
	等級	1口あたり 保険金額	1口あたり 保険金額
死亡		500万円	休業1日あたり 1,000円 ※休業して賃金を 受けない第4日 目以降を対象とし、 1,092日分を 限度とします。
後遺障害1級		500万円	
2級		500万円	
3級		400万円	
4級		350万円	
5級		300万円	
6級		250万円	
7級		200万円	
8級		150万円	
9級		100万円	
10級		80万円	
11級		60万円	
12級		50万円	
13級		40万円	
14級		30万円	
加入限度口数	5口		3口

1名あたり保険料（1口）：新規・継続共通

(保険期間1年)

事業 種類 コード	事業種類	払込 方法 (一括払)	料率（標準）	
			法定外補償 (基本補償)	休業補償
52	金属材料品製造業	年間	9,000円	2,160円
54	金属製品製造業・金属加工業	年間	8,520円	1,680円
56	機械器具製造業	年間	3,840円	960円
57	電気機械器具製造業	年間	1,080円	240円
58	輸送用機械器具製造業	年間	2,400円	600円
60	計量器、光学機械、 時計等製造業	年間	1,080円	240円
61	その他の製造業	年間	3,360円	720円
94	その他各種事業	年間	960円	360円

※政府労災保険に申告している海外派遣者（第3種特別加入者）を補償の対象とする場合、上記掲載の保険料と異なりますのでご注意ください（詳しくは取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせください。）
 ※割引率計算例：約33%割引となる場合は、団体割引5%・過去の損害率による割引30%を適用した場合の1名あたりの保険料割引率です。

損害率割増（継続契約のみ）

2023年度の加入者さまごとの損害率（2023年1月1日～2023年12月31日までの保険金お支払状況）により、上記の保険料表より下表の割増を適用します。

損害率 100%以上	30%割増	※割増が適用される加入者様には、個別にご案内します。
---------------	-------	----------------------------

保険料例（保険期間1年の場合）

機械器具製造業（コード56）、被用者数55名の企業が、基本補償3口、休業補償2口に加入する場合

$$\begin{aligned}
 &55名 \times 3,840円 \times 3口 = 633,600円 \\
 + &55名 \times 960円 \times 2口 = 105,600円 \\
 \hline
 &\text{保険料 } 739,200円
 \end{aligned}$$

※貴社の最近の会計年度における従業員数をご申告ください。

補償内容および保険料率（賃金総額百万円あたり）

(保険期間1年)

事業種類コード	事業種類	払込方法 (一括払)	使用者賠償責任補償		
			1億円	2億円	3億円
52	金属材料品製造	年間	6,960円	9,480円	12,000円
54	金属製品製造業・金属加工業	年間	5,160円	7,080円	8,880円
56	機械器具製造業	年間	2,160円	3,000円	3,840円
57	電気機械器具製造業	年間	600円	840円	1,080円
58	輸送用機械器具製造業	年間	1,320円	1,800円	2,280円
60	計量器、光学機械、時計等製造業	年間	600円	840円	960円
61	その他の製造業	年間	6,360円	8,640円	10,920円
94	その他の各種事業	年間	360円	480円	600円

保険料例（保険期間1年の場合）

機械器具製造業（コード56）、従業員の賃金総額4,000万円の企業が使用者賠償責任補償2億円に加入する場合
 ※貴社の最近の会計年度における賃金総額をご申告ください。

賃金総額 4,000万円 ⇒ 40百万円 (賃金総額を百万円単位に変換)

$$\begin{aligned}
 &40百万円 \times 3,000円 = 120,000円 \\
 &\text{保険料}
 \end{aligned}$$

国内 PL 補償制度 保険料

補償内容および保険料率

(保険期間1年)

タイプ	身体賠償・財物賠償共通		自己負担額	保険料率
	1事故あたり限度額	年間限度額		
A	5,000万円	5,000万円	3万円	0.91
B	1億円	1億円		1.07
C	2億円	2億円		1.27
D	3億円	3億円		1.41

修正売上高

貴社の最近の会計年度における売上高に基づき、下記計算式より修正売上高を算出してください。

貴社売上高区分	修正売上高計算式
2億円以下	貴社売上高 (万円) ※修正の必要はありません。
2億円超～5億円以下	貴社売上高 (万円) × 0.55 + 9,000
5億円超～10億円以下	貴社売上高 (万円) × 0.31 + 21,000
10億円超～30億円以下	貴社売上高 (万円) × 0.26 + 26,000
30億円超～80億円以下	貴社売上高 (万円) × 0.14 + 62,000
80億円超～200億円以下	貴社売上高 (万円) × 0.10 + 94,000

保険料

$$\text{修正売上高 (万円)} \times \text{保険料率} = \text{年間保険料}$$

保険料例 (保険期間1年の場合)

売上高 18 億円の企業がタイプ D に加入する場合

$$\begin{aligned} & \text{貴社売上高} \times \text{修正売上高} \\ & 180,000 \text{万円} \times 0.26 + 26,000 = 72,800 \text{万円} \\ & \text{保険料率} \times \text{修正売上高} \\ & 1.41 \times 72,800 \text{万円} = 102,648 \text{円} \cdots 102,650 \text{円} \\ & \text{保険料} \quad 102,650 \text{円 (円位四捨五入)} \end{aligned}$$

サイバー補償制度 保険料

補償内容

ご加入プラン【基本補償】

タイプ	保険金額	
	損害賠償保険金	費用保険金
タイプ①	1億円	3,000万円
タイプ②	3億円	1億円
タイプ③	5億円	3億円
タイプ④	10億円	5億円

+

【オプション】

喪失利益・営業継続費用 約定てん補期間：12か月
3,000万円
5,000万円
1億円
3億円

(上記以外のプランをご希望の場合はご相談ください。)

保険料例 (基本補償)

(保険期間1年 一括払)

売上高	1億円	3億円	10億円	30億円
タイプ①	30,000円	69,350円	118,470円	187,820円
タイプ②	46,730円	112,140円	191,580円	303,720円
タイプ③	68,180円	163,640円	279,550円	443,190円
タイプ④	80,970円	194,320円	331,960円	526,280円

*保険料は貴社の事業内容、およびセキュリティ対策状況によって異なります。

お見積について

お見積をご希望の場合は、右記二次元コードより、「基礎情報申告 兼 セキュリティ対策確認シート」にご回答ください。ご登録いただいたメールアドレス宛にお見積を送付させていただきます。

*ご不明点等ございましたら、損保ジャパンもしくは株式会社三洋マネージメントまでお問合せください。



この保険のあらまし

■保険契約者 一般社団法人日本金属プレス工業協会

■保険期間 2024年5月1日午後4時から2025年5月1日午後4時 1年間

ただし、中途加入の場合は申込締切日(毎月20日)の翌月1日から2025年5月1日までとなります。

ご加入方法

申込締切日(新規・継続加入)

2024年4月12日(金)

中途加入について

保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2025年5月1日午後4時までとなります。

●申込締切日 毎月20日

加入手続き

加入依頼書の記入

同封の「プレス総合補償制度加入依頼書」に所定事項をご記入ください。
※控えのコピーをお取りください。

加入依頼書の送付

加入依頼書を同封の専用封筒で、
株式会社三洋マネージメント 日本金属プレス工業協会
プレス総合保険窓口係 まで返送してください。

保険料の振込

保険料は申込締切日までに下記口座にお振り込みください。
なお、振込手数料は加入者負担となりますので、ご了承ください。
楽天銀行 第三営業支店
普通預金 口座番号 7073392
口座名義 一般社団法人日本金属プレス工業協会

加入者証

加入手続き終了後、後日加入の証として加入者証が送付されますので、記載内容をご確認ください。

万一事故が発生した場合

●万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。

- (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
- (2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
- (3) 損害賠償の請求の内容

2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。

3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。

4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。

5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。

6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。

7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

(注) 示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

【プレス災害補償制度(労働災害総合保険)の場合】

必要となる書類		必要書類の例	
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	など	
② 事故(災害)の日時、原因および状況等が確認できる書類	災害状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、政府労災保険等の給付請求書(写)、政府労災保険等の支給決定通知書(写)	など	
③ 身体の障害に対する補償の額、身体の障害の程度および身体の障害の範囲などが確認できる書類	診断書(死亡診断書)、死体検案書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、法定外補償規定(写)、補償金受領書	など	
④ 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書	など	
⑤ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	など	

【国内PL補償制度(生産物賠償責任保険)の場合】

必要となる書類		必要書類の例	
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	など	
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書	など	
③ 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書	など	
④ 保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書	など	
⑤ 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書	など	
⑥ 被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	など	

万一事故が発生した場合（続き）

【サイバー補償制度（業務過誤賠償責任保険）の場合】

必要となる書類		必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票	など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	意思賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書	など
③ 保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の賠物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票	など など
④ 公の機関や関係先などへの調査のために必要な書	同意書	など
⑤ 被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	など

(注) 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会
- ②専門機関による鑑定結果の照会
- ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④日本国外での調査
- ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険、使用者賠償責任条項の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入の際にご注意いただくこと

- ご契約の際は、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- 特に、保険料算出基礎数字となる平均被用者数、売上高等の保険料計算に関係する事項につきましては、加入依頼書の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。
- 法定外補償規定（被用者に対し政府労災保険等の給付のほか一定の災害補償を行うことを目的とする労働協約、就業規則、災害補償規定等をいいます。）を定めているかどうかお申し出ください。規定を定めている場合は、法定外補償条項については、規定に定める補償額の範囲内で保険金額を設定してください。（プレス災害補償制度）
- 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項（加入依頼書および付属書類の記載事項すべて）について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。
- 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。
(注) 被保険者、保険料算出の基礎（売上高）、対象とする被用者の範囲、他の保険契約等のことをいいます。
- ケガや病気などに備える保険には、大きく分けて公的保険と民間保険の2種類があります。民間保険は公的保険を補完する面もあることから、ご契約・ご加入にあたっては労災保険等の公的保険制度を踏まえご検討ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ等をご確認ください。（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）

その他ご注意いただくこと

- このパンフレットはプレス総合補償制度（プレス災害補償制度+国内PL補償制度+サイバー補償制度）の概要を説明したものです。
「プレス災害補償制度」とは、労働災害総合保険普通保険約款およびその他セットされる特約条項にて構成されます。
「国内PL補償制度」とは、賠償責任保険普通保険約款、生産物特約条項およびその他セットされる追加条項にて構成されます。
「サイバー補償制度」とは、業務過誤賠償責任保険普通保険約款、サイバー保険特約条項およびその他セットされる追加条項にて構成されます。
詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパン営業店にお問い合わせください。
- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立した契約については引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- 法定外補償条項について被保険者にお支払いする保険金は、その全額を被用者またはその遺族に支払わなければなりません。その際、被用者またはその遺族から補償金受領書の取り付けが必要となります。（プレス災害補償制度・法定外補償）
- 同一の被用者が被った身体の障害については、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金の重複支払いは行わず、いずれか高い金額を限度とします。（プレス災害補償制度・法定外補償）
- 休業補償保険金は、休業して賃金を受けない第4日目以降の休業を対象とし、1,092日分を限度とします。（プレス災害補償制度・法定外補償）
- 使用者賠償責任条項の賠償保険金は、損害賠償金が以下の金額の合計額を超える場合に、その超過額についてのみ（自己負担額の設定がある場合は、超過額から自己負担額を差し引いた額についてのみ）、てん補限度額を限度としてお支払いします。（プレス災害補償制度・使用者賠償責任補償）
◇政府労災保険等から支払われるべき金額
◇自動車損害賠償責任保険等から支払われるべき金額
◇法定外補償規定を定めている場合は、その規定に基づき支払われるべき金額
◇法定外補償規定を定めていない場合は、労働災害総合保険の法定外補償条項から支払われるべき金額
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。（国内PL補償制度）
- この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。（国内PL補償制度）
- サイバー補償制度の保険適用地域は全世界となります。

その他ご注意いただくこと（続き）

- 以下の場合には、あらかじめ^(注)取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。
 - ① 加入依頼書および付属書類の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）
 - ② 法定外補償規定の新設または変更をする場合（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合には、損保ジャパンまで通知する必要はありません。）
- ご契約者の住所などを変更される場合にも、取扱代理店までご連絡ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。
- 重大事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。
なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 第2回目以降の分割保険料のお支払いが有る場合にはその払込期日にお支払いください。
- この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は最近の会計年度における従業員数（プレス災害補償制度・法定外補償）、賃金総額（プレス災害補償制度・使用者賠償責任補償）、売上高（国内PL補償制度）、売上高（サイバー補償制度）となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。ご契約時に、保険料算出基礎数字につきましては正確にご申告ください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、保険期間開始後2か月を経過しても加入者証が届かない場合には損保ジャパンにご照会ください。
- 保険契約開始時点の加入者数により保険金額が変更になる場合がありますのであらかじめご了承ください。
- 個人情報の取扱いについて
保険契約者（一般社団法人日本金属プレス工業協会）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

● 事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

受付時間

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日（12月31日～1月3日を含みます。）/24時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

（ナビダイヤル）0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

■ この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回）制度の対象ではありません。

■ ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

募集代理店

幹事取扱代理店

株式会社 三洋マネージメント

〒135-0004 東京都江東区森下4-6-1

TEL 03 (5600) 9181 受付時間：平日/午前9時～午後5時

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 営業開発部第三課

TEL 03 (3349) 3820 受付時間：平日/午前9時～午後5時